

# 明和町小学校区編制にかかる基本計画



# 目 次

◎計画の趣旨	-----2 ページ
--------	------------

## ◎計画策定の背景

1. 防災及び安全面に関する事	-----4 ページ
1) 津波や洪水などの水害による影響	
2) 学校施設の老朽化による影響	
2. 教育環境に関する事	-----9 ページ
1) 少子化による影響	
3. 町財政に関する事	-----16 ページ

◎小学校区再編の必要性	-----18 ページ
-------------	-------------

- ・子どもたちの安全、安心を守る
- ・児童数の減少への対応及び教育環境の充実

◎計画策定の基本的な考え方及び将来像	-----20 ページ
--------------------	-------------

◎小学校区の再編に関する基本方針①～⑨	-----22 ページ
---------------------	-------------

◎再編小学校配置イメージ図（明和中学校第2グラウンド周辺）	--28 ページ
-------------------------------	----------

◎小学校区の再編の推移イメージ図	-----29 ページ
------------------	-------------

## ◎計画の趣旨

明和町では令和3年度（2021年度）から第6次明和町総合計画に基づき施策を展開しています。数ある計画の基本施策の一つとして、「地域との協働と信頼される学校づくり」を掲げ、義務教育施設の充実における主な取組では、「児童生徒及び地域住民が安心して利用できる教育環境の整備」といった基本事業を挙げています。

平成23年（2011年）3月の東日本大震災による津波被害は甚大なものであり、教育現場にも大きな課題を突きつける結果となりました。太平洋に繋がる伊勢湾に面した当町においても、将来、発災する可能性の高い南海トラフ地震における津波被害の想定が甚大なものとなっているため、町内の海岸沿いに近い小学校においても対策は重要な課題です。さらに、町内の各小学校において老朽化が進み、子どもたちにとって安心できる教育環境を提供していくために、学校施設の改築等により環境を改善していく必要があります。ただし、明和町の財政は厳しい状態が続いており、こうした対策についてこれまで以上に経済性や効率性を求めた手法を考えていかなければなりません。

また、当町では近年、少子化の人口構成を形成しており、校区によっては少子化による児童数の減少が今後も続く予測となっています。このような状況において、学校教育法施行規則第41条\*に定める標準規模に満たない学校が複数存在していくことが想定されており、その上、学校間における児童数の差がさらに広がる状況が懸念されます。この場合、集団生活のなかで多様な価値観を持つ仲間と交流し、豊かな人間関係を築きながら主体性や社会性を身に付けていくといった環境に格差が生じるため、より良い教育環境の整備や質の充実を図っていく必要があります。

明和町教育委員会としては、これらの課題の解決に向け、平成23年に「明和町義務教育施設整備検討委員会」を立ち上げました。ここでは、海岸沿いの大淀小学校の津波対策による移転改築の答申が出され、さらに発生する課題については「建築場所、移転に伴う校区の見直し及び将来の当町の小学校の整備方針」としたうえで、初めて校区の見直しが議論されました。

その後、対象地域のPTAや地域の方々への意見交換会を実施する中で、「小学校区の見直し及びそれにかかる町全体のまちづくり」が新たな課題となりました。この課題の解決に向け、平成28年（2016年）に「明和町小学校区編制に関する調査検討業務」を人口減少対策、安全対策、クラスの規模等を勘案したうえで、都市計画専門のコンサルタント業者に委託作成しました。その結果、明和町の規模では町全体の小学校区としては2校区もしくは3校区が適正であるとされたことから、明和町教育委員会としてはこの結果を一つの指標として検討を進めることとしました。

この間、ハザード区域\*に建っている保育所や幼稚園を閉園し、これらに変わる施設として、保護者等の理解を得ながら安全な町有地に私立こども園を誘致しました。これにより、多くの子どもたちが安全に園生活を送れるようになりました。

そして、より専門的な見地で検討するため、学校の建設や運営、地域コミュニティなどに関し、学識者による「明和町小学校区検討委員会」を平成30年に立ち上げ、諮問を行い、

平成 31 年（2019 年）2 月に「町内小学校区について、段階的に 2 校区へ再編するべき」との答申が出されました。

この結果を基に、当町における小学校の望ましい校区編制や学校規模の実現に向けて、町と議会、また令和 2 年 1 月より複数回にわたり実施してきた住民説明会にて出たご意見等を参考にしながら更なる検討を実施し、小学校区の編制を進めていく中で最も基本となる「明和町小学校区編制にかかる基本計画」を作成しました。

今後は、この基本計画に基づき、明和町の子どもたちのために、PTA 等の学校関係者や地域の皆様の理解を得ながら、小学校区の編制を進めていきます。

※学校教育法施行規則第 41 条・・・「小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」

※ハザード区域・・・自然災害による被害を受ける可能性のある範囲。

## ◎計画策定の背景

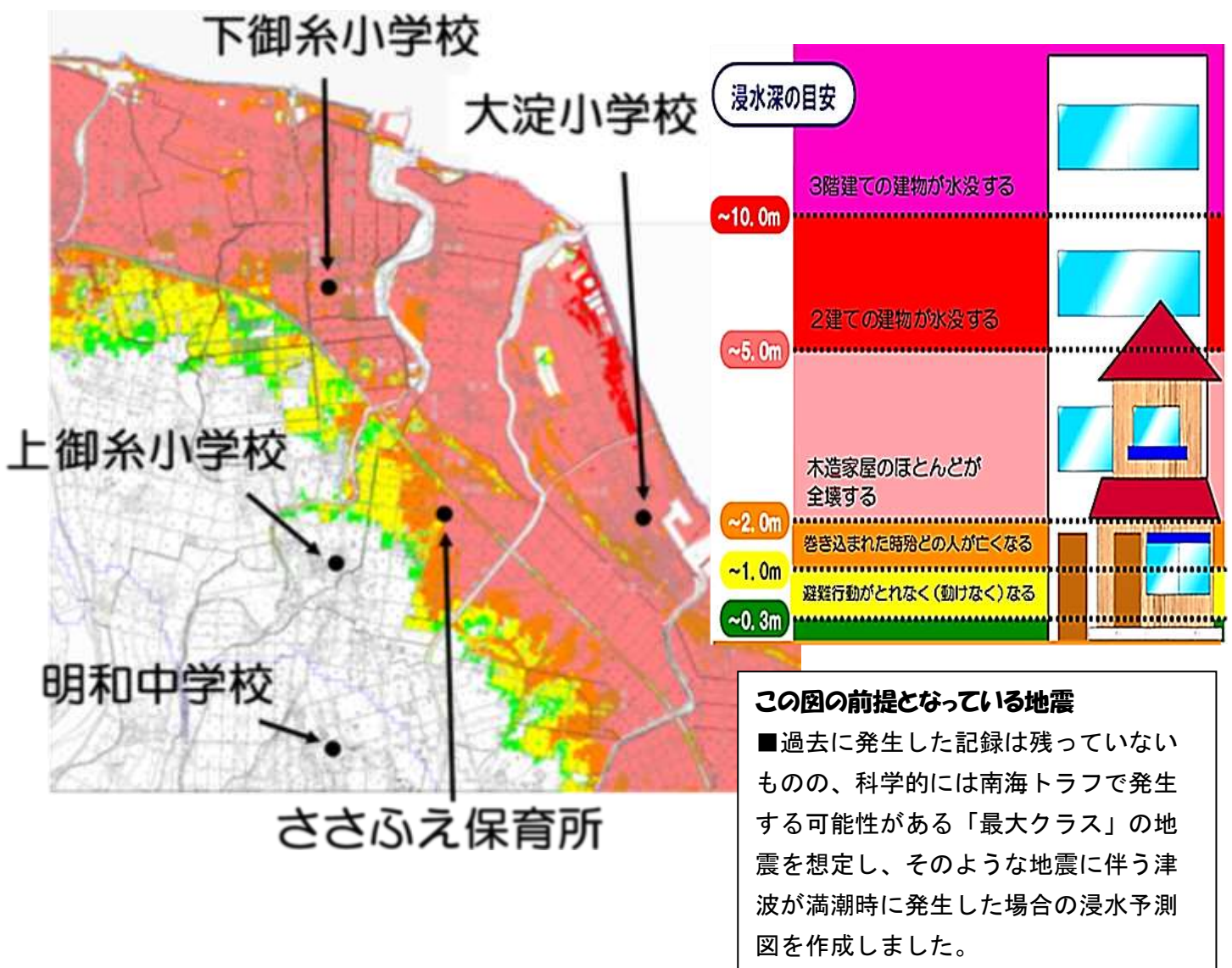
### 1. 防災及び安全面に関すること

#### 1) 津波や洪水などの水害による影響

明和町は伊勢湾沿いに位置し、町内を3つの河川が流れる自然豊かな町です。このような地形をなす当町においては、国や県により南海トラフ地震による津波被害や豪雨等による河川の水害のハザード区域に指定されており、子どもたちの教育施設である学校をこれら災害から守ることが重要な課題となっています。

#### ○津波浸水予測図（平成25年 三重県作成）

理論上最大クラスの南海トラフ地震の発生を想定した場合に、津波による浸水高とその範囲を示したものです。明和町では、下図のとおり小学校2校と保育所1園が津波浸水想定区域にあります。

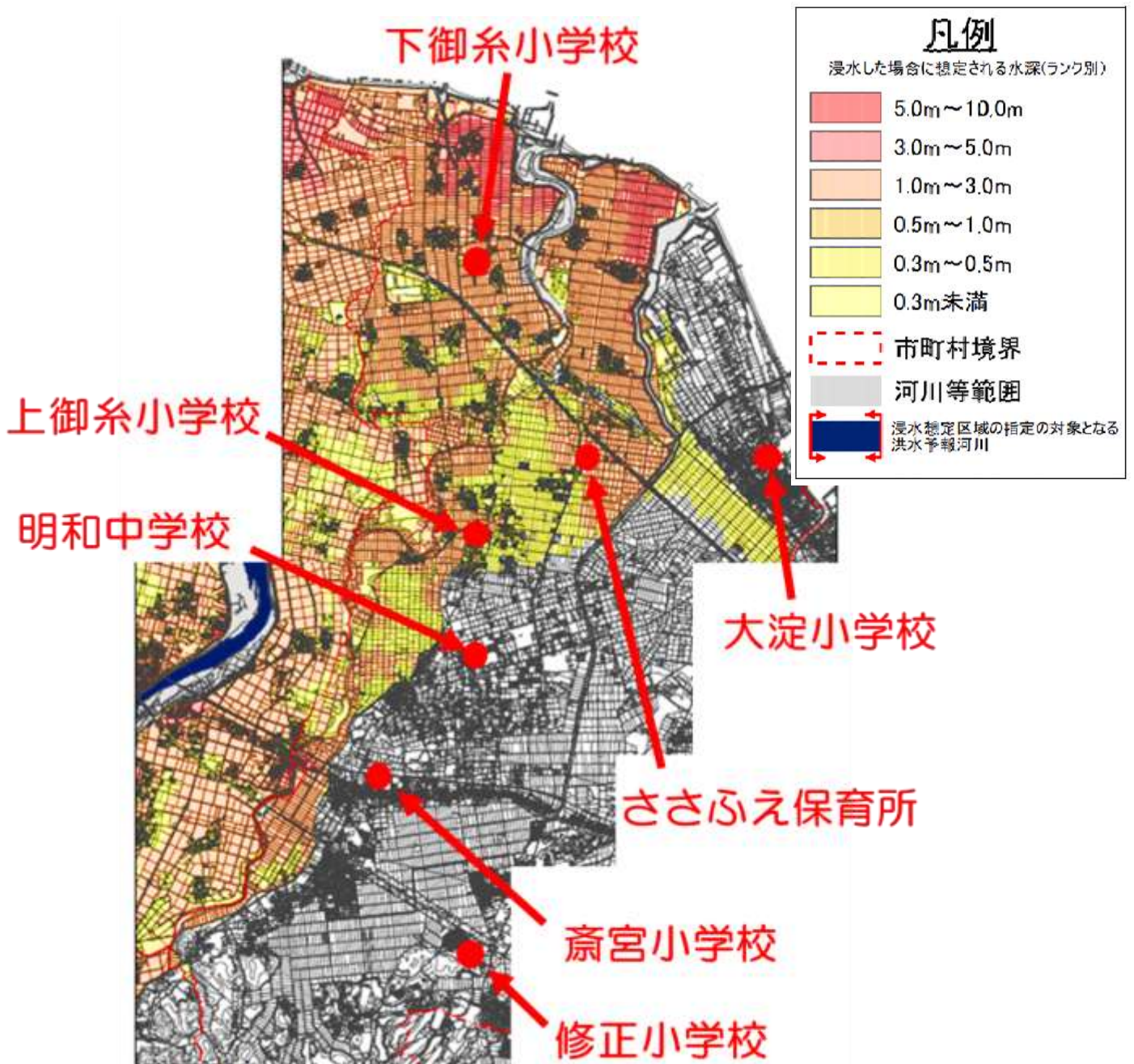


### ○河川洪水浸水想定区域（想定最大規模）

想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水や破堤等が発生した場合における、浸水高とその範囲を示したものです。明和町では、下記の3つの河川洪水浸水想定区域が定められており、このうち、小学校2校と保育所1園が櫛田川水域浸水想定区域にあります。

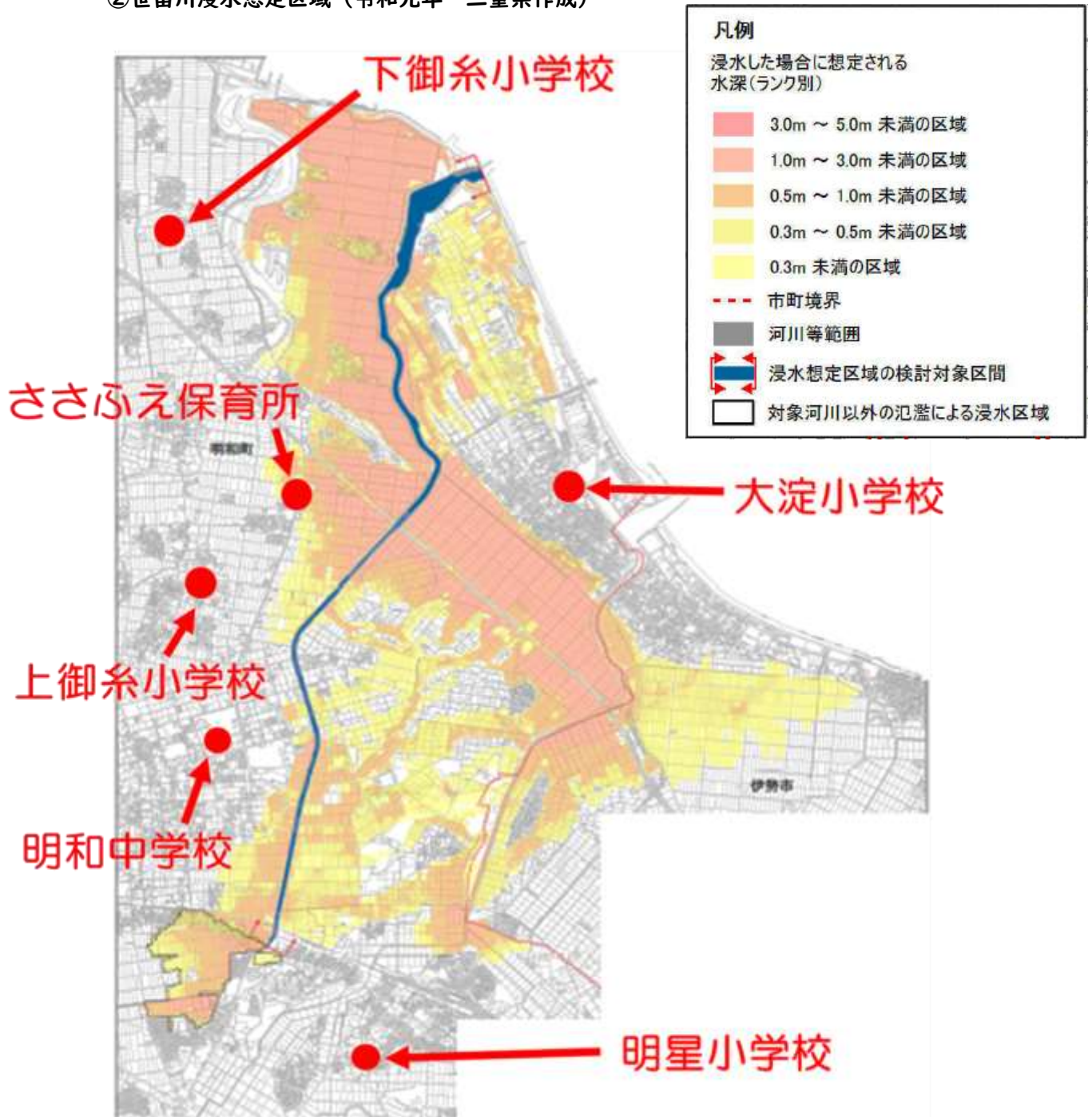
これらの河川浸水想定区域ハザードでは、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水や破堤等が発生した場合の浸水状況をシミュレーションしたものです。

### ①櫛田川水域浸水想定区域（平成28年 国土交通省作成）



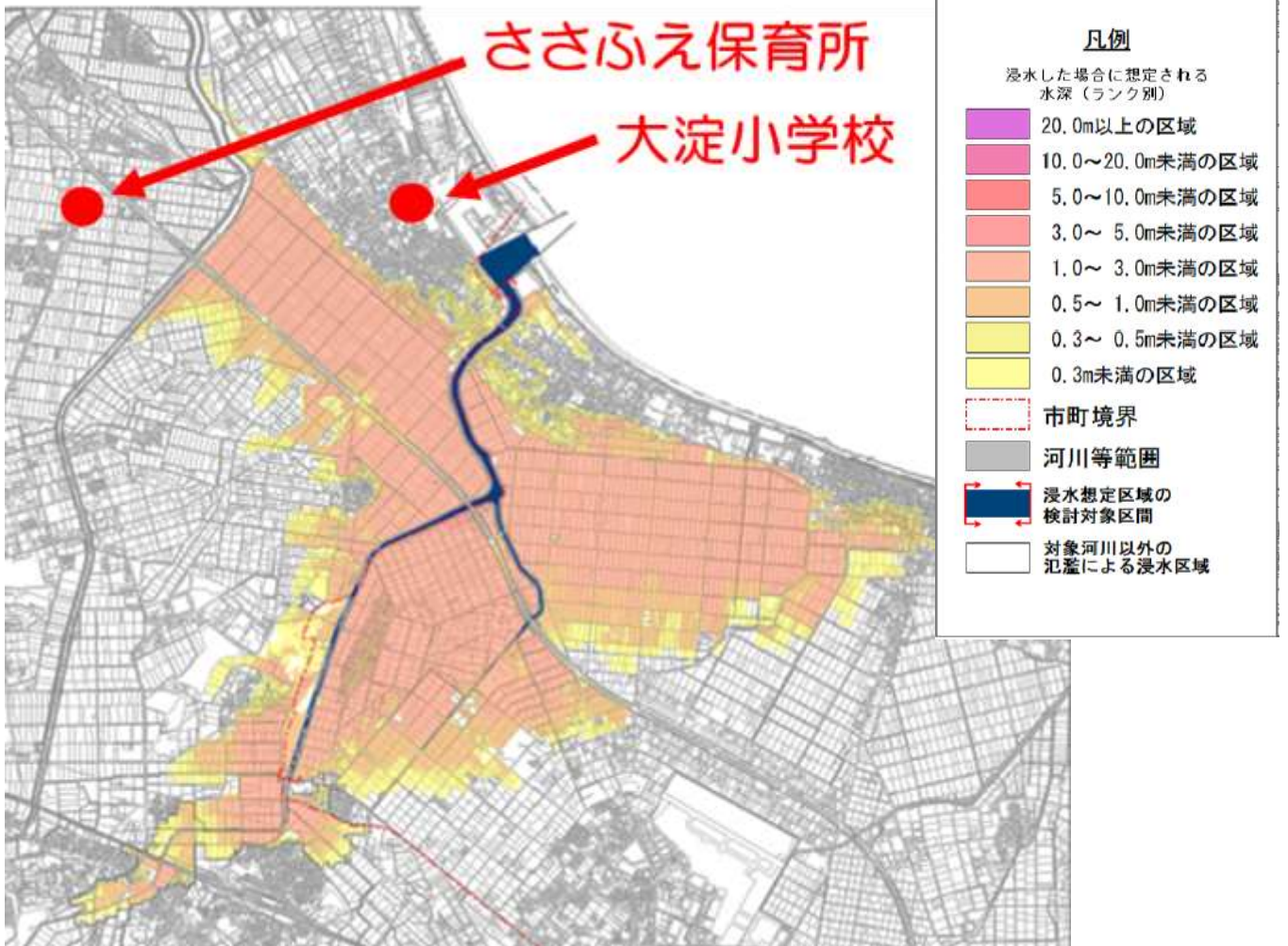


②笹笛川浸水想定区域（令和元年 三重県作成）





③大堀川浸水想定区域（令和元年 三重県作成）



## 2) 学校施設の老朽化による影響

明和町内の小学校のほとんどが建築後 40 年以上経過しており、中でも大淀小学校においては昭和 39 年築で、耐用年数の築 60 年を令和 6 年に迎えることとなります。各小学校では雨漏りや設備類の故障等、全体的な老朽化が進んでおり、その都度維持修繕を実施している状況です。

これまで以上に学校施設の環境改善を実施し、子どもたちが安心して学習できる環境を提供していくことが重要です。

**各小学校における建築年及び築 60 年目一覧**

学校名	建築年	築 60 年目
大淀小学校	昭和 39 年	令和 6 年
上御糸小学校	昭和 52 年	令和 19 年
下御糸小学校	昭和 61 年	令和 28 年
斎宮小学校	昭和 53 年	令和 20 年
明星小学校	昭和 55 年	令和 22 年
修正小学校	昭和 59 年	令和 26 年

## 2. 教育環境に関すること

### 1) 少子化による影響

明和町の誕生以来 60 年以上にわたり、6 つの小学校区が固定されてきました。ただし、その間で人口構成は変化し町全体において少子化が進み、校区により児童数の差が激しい状態となっています。町内の複数の小学校では、児童数の減少により学校教育法施行規則第 41 条に定める標準規模を満たしておらず、さらに一部の学校においては複式学級化\*も進んでいます。

※複式学級 …… 2 つ以上の学年を 1 つにした学級。

### ○明和町学校別児童数及び将来推計（令和 2 年 11 月 30 日調査）

各年 4 月 1 日時点における、令和 2 年度までの町内における小学校毎の児童数の実績及び近い将来の推計です。少子化が進むだけでなく学校毎の児童数の差が激しく、教育の機会均等上、好ましくない状況が続きます。

令和 5 年度及び令和 8 年度に関しては、令和 2 年 11 月 30 日時点における住民基本台帳を基に算出しており、町外への転出や町外からの転入、町内の学校間における区域外通学等を考慮していません。また、標準学級数については、令和 2 年度までは小学校 1 年生のみ 35 人学級で残りの学年は 40 人学級として算定し、令和 3 年度以降は 5 年間かけて全学年を 35 人学級へ移行すると仮定した場合の推計になります。

学校名	平成29年度		令和2年度		令和5年度(見込)		令和8年度(見込)	
	児童生徒数	標準学級数	児童生徒数	標準学級数	児童生徒数	標準学級数	児童生徒数	標準学級数
大淀小学校	121	6	107	6	102	6	94	6
上御糸小学校	269	12	242	10	247	11	249	11
下御糸小学校	115	6	113	6	115	6	109	6
斎宮小学校	404	13	434	13	443	14	467	16
明星小学校	260	10	243	10	238	10	235	10
修正小学校	58	6	47	5	51	5	55	5
小学校合計	1,227	53	1,186	50	1,196	52	1,209	54

※平成 29 年度及び令和 2 年度については各小学校における児童数の実績とそれに基づく標準学級数、令和 5 年度及び令和 8 年度については令和 2 年 11 月 30 日時点の住民基本台帳に基いて算出した児童数の推計とそれに基づく標準学級数を示しています。従って、平成 29 年度及び令和 2 年度については、後述の明和町自治会別児童数と一致しません。

○明和町自治会別児童数及び将来推計（令和2年11月30日調査）

住民基本台帳を基にした、各年4月1日時点における明和町の各自治会に居住する児童数及び近い将来の推計です。

①大淀小学校区における自治会別児童数及び将来推計

自治会名	平成29年度	令和2年度	令和5年度(見込)	令和8年度(見込)
東 区	19	18	18	15
北 区 1	2	4	4	5
北 区 2	5	1	1	0
中 区 1	5	3	3	3
中 区 2	19	14	16	8
西 区 1	3	4	4	4
西 区 2	1	5	5	8
西 区 3	6	6	6	8
西 区 4	7	9	9	8
西 区 5	6	3	3	2
山 大 淀	25	22	21	25
南 区	13	10	10	6
大 堀 川 新 田	3	2	2	2
大淀すみれタウン	7	0	0	0
小 計	121	101	102	94

※平成29年度及び令和2年度についてはそれぞれの年の4月1日時点の住民基本台帳に基づく自治会別の児童数の実績、令和5年度及び令和8年度については令和2年11月30日時点の住民基本台帳に基いて算出した自治会別の児童数の推計を示しています。従って、平成29年度及び令和2年度については、前述の明和町学校別児童数と一致しません。

②上御系小学校区における自治会別児童数及び将来推計

自治会名	平成29年度	令和2年度	令和5年度(見込)	令和8年度(見込)
東坂本苑	4	4	4	4
斎宮台	4	3	3	2
坂本	26	29	30	33
中海	3	3	3	1
馬之上	24	20	20	16
算所	5	12	12	11
御厨野	8	10	10	9
相野	34	29	28	36
中海団地	0	2	2	3
ひだまり	10	10	10	5
明和リアルタウン	11	7	7	4
新馬之	17	14	14	20
中馬之上	5	8	8	14
花菖蒲	6	2	2	1
野菖蒲	2	2	2	2
小藪	2	1	1	1
西出	4	4	4	5
須田	4	4	4	3
山川	6	6	6	4
東村	3	4	4	3
北出	6	5	5	2
南野	14	9	9	7
下尾	29	21	21	22
前野	17	12	11	10
西行部	5	8	8	7
東行部	9	1	1	3
増田山団地	9	9	9	8
佐田南行部	12	7	7	3
サニータウン佐田		2	2	10
小計	279	248	247	249



③下御系小学校区における自治会別児童数及び将来推計

自治会名	平成29年度	令和2年度	令和5年度(見込)	令和8年度(見込)
南藤原	6	5	5	2
北藤原	6	5	5	10
川尻	4	7	7	7
中村	14	14	14	14
ルミエール中村	10	9	9	5
グローリア	15	17	17	16
志貴	22	14	14	17
田屋	9	13	13	10
養川	3	8	8	4
内座	8	3	3	3
サンヴィレッジ明和	7	1	1	0
濱田	2	7	7	9
八木戸	10	6	6	6
根倉	5	6	6	6
小計	121	115	115	109

④斎宮小学校区における自治会別児童数及び将来推計

自治会名	平成29年度	令和2年度	令和5年度(見込)	令和8年度(見込)
光ヶ丘	27	27	27	23
岩内	0	0	0	0
池村	14	9	9	7
上村	11	13	13	22
麻生	5	4	4	3
金剛坂	32	26	26	24
金剛ヶ丘	54	49	50	47
竹川	33	40	40	29
牛葉	14	18	18	23
斎王	31	42	42	34
中町	12	10	10	7
勝見	8	11	11	12
船橋苑	2	1	1	2
タウンメイト船橋	4	2	2	2
勝見第二	11	12	12	15
北野	145	151	154	198
東野	7	7	7	4
平尾	10	16	16	14
クイーンヒルズ	0	1	1	1
小計	420	439	443	467

⑤明星小学校区における自治会別児童数及び将来推計

自治会名	平成29年度	令和2年度	令和5年度(見込)	令和8年度(見込)
明星苑	4	1	0	2
大塚	7	4	4	1
上野	20	18	18	19
明星団地	7	8	8	8
トップタウン	24	21	21	14
明星	35	33	33	36
明星新町	9	12	12	17
明宝苑	15	7	7	3
ガーデンタウン明星	22	12	12	6
妻ヶ広	2	3	3	1
新茶屋	17	8	8	8
尾野	22	22	22	16
新茶屋すみれ団地	7	4	4	3
本郷	44	65	66	79
菘村	17	20	20	22
小計	252	238	238	235

⑥修正小学校区における自治会別児童数及び将来推計

自治会名	平成29年度	令和2年度	令和5年度(見込)	令和8年度(見込)
有爾中	36	33	33	35
サンシャイン	4	2	2	1
明和団地	10	7	6	6
斎宮苑	12	10	10	13
小計	62	52	51	55

### ○明和町の将来人口推計

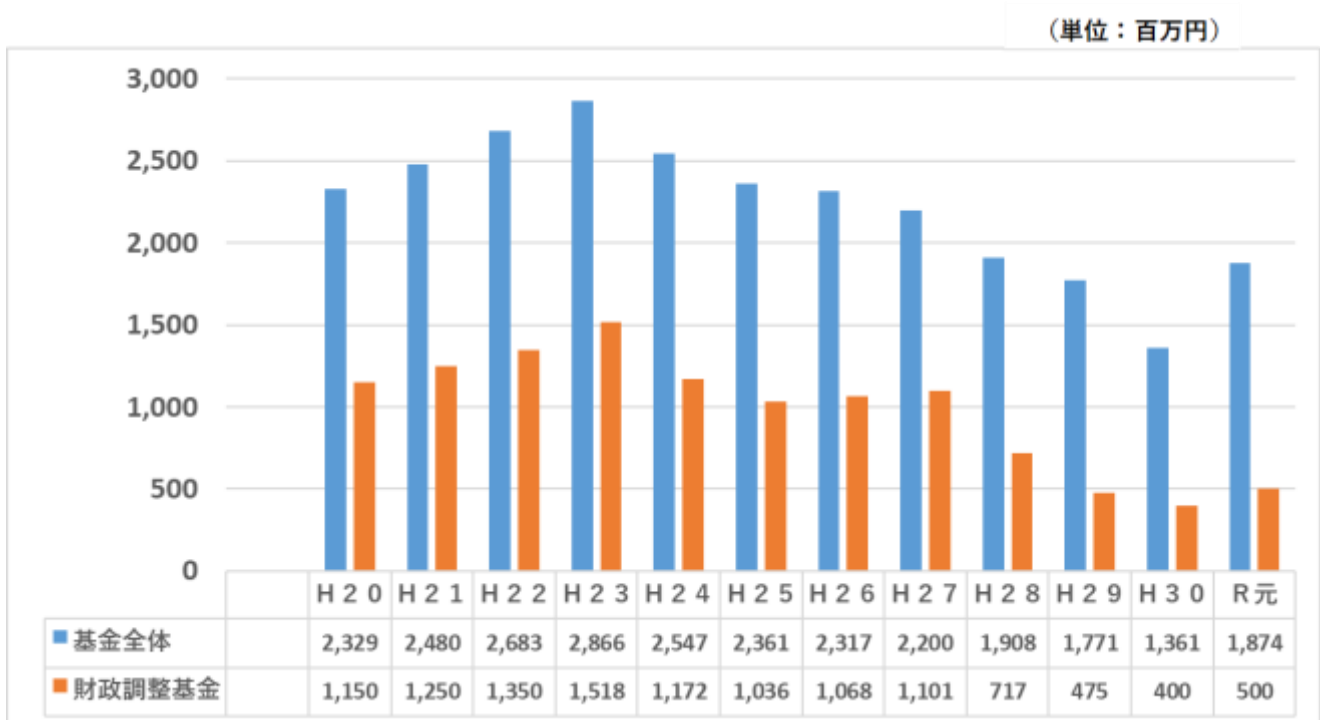
明和町が策定した「明和町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン 令和3年改訂版」によると、人口減少対策を実施せずこのまま人口減少が進んだ場合、令和47年（2065年）の明和町における総人口は令和2年（2020年）と比べ、約6割程度まで減少する見込みとなっています。その中で、年少人口（0～14歳）が5割弱まで落ち込むことが予測されています。

### 3. 町財政に関すること

近年、明和町における財政状況は、大きな投資的事業等の実施による義務的経費の増加等により、厳しい状況が続いています。行財政の健全化に向けた取組の一環として、教育施設においても維持管理費の削減が必要です。

#### ○町の基金（貯金）残高推移

基金とは、年度間の財源不足への対応や特定の目的のための積み立てのことをいいます。グラフでは平成 23 年度以降減少傾向にあります。

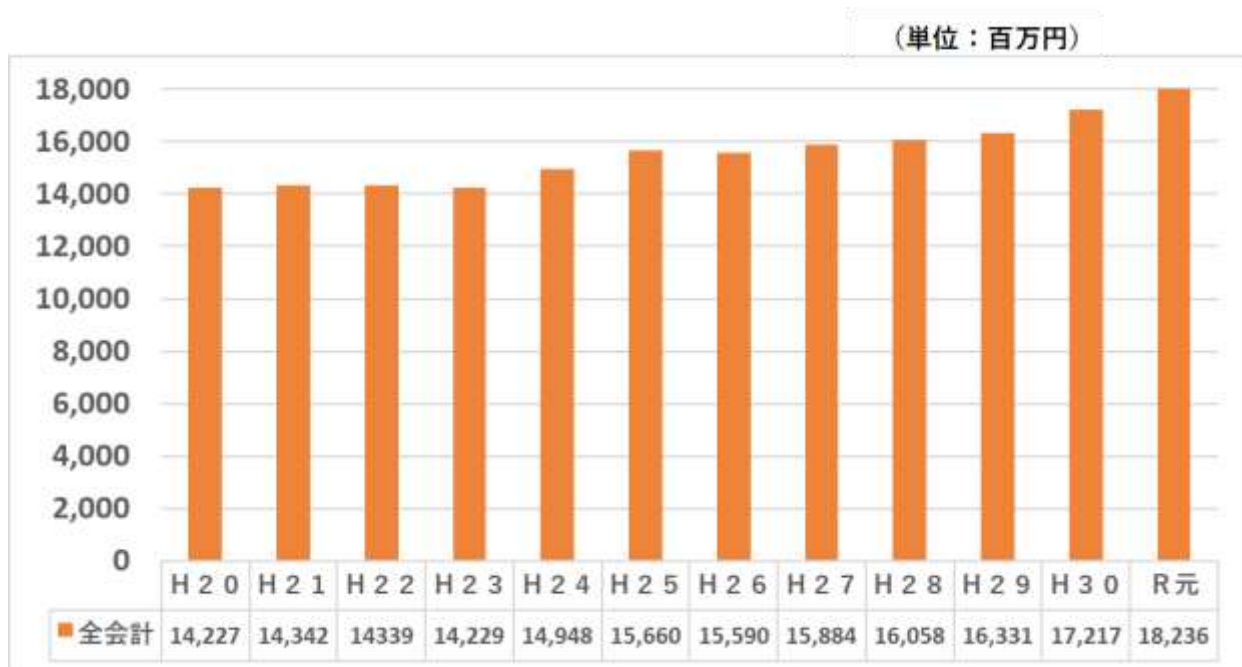


※財政調整基金 …… 年度間の財源不足に備えるため、決算余剰金などを積み立て、財源が不足する年度に活用する目的の基金。



### ○町の起債（借金）の残高推移

起債とは、町が必要な事業を行うために国や金融機関などから資金を借り入れることをいいます。グラフでは、年々増加傾向にあります。



## ◎小学校区再編の必要性

### ・子どもたちの安全、安心を守る

学校において子どもたちの安全を確保するために、東日本大震災の教訓も踏まえ、学校施設の耐震化や防災機能の強化等を推進する必要があります。これは海岸地域における津波等の浸水被害から子どもたちを守るだけでなく、地域の防災拠点としても整備し、災害からの被害を最小限に抑えられる設計、構造とすることが必要です。

明和町の現状としては、各種ハザード区域内もしくはその近接地に小学校が存在しており、津波や河川の洪水等の際に大きな被害を受ける可能性があります。また、大淀小学校については昭和 39 年築であり、耐用年数の築 60 年を令和 6 年に迎え、その他の小学校についても昭和 50 年から 60 年にかけて建設されています。全ての小学校において、老朽化に伴い以前より細かな維持修繕を実施してきましたが、いずれは大規模な改修が必要となります。

これらのことから、子どもたちにとって安全、安心な教育環境を提供していくために、なるべく早期にハザード区域外の安全な場所へ新校舎の建設が必要です。また、これらのハード整備とともに、自らの安全を守るための能力を身に付けさせる防災教育等をさらに充実させることが重要と考えます。

さらに、学校施設の整備を実施することで、長期的な視点から維持管理費の削減も期待できます。

### ・児童数の減少への対応及び教育環境の充実

学校教育法施行規則では、子どもたちの社会性や多様性等を育む観点から、小学校の規模はクラス替えが可能となる 1 学年当たり 2～3 学級で整備することが望ましいとされています。しかし、明和町においては、小学校 6 校中 3 校が複数学級を確保できておらず、さらに一部の小学校では複式学級となっています。このような場合、集団生活の中で多くの仲間と交流し、主体性や社会性を身に付けるといった環境を提供することが困難となります。さらに、学校間での児童数の差が大きく、公教育を実施していく上では、教育機会の均等化が重要であるため、こうした状況の改善が必要です。これらのことから、町内全ての小学校において、子どもたちが集団の中でいきいきとした学校生活を送れる、適正な規模の学校、学級へと整備することが重要です。また、1 学年当たり複数学級とすることにより、いじめ等にも対応しやすくなります。

さらに、こうした整備とともに、小中一貫教育※を実施し、中一ギャップ※の解消や小学校や中学校の枠にとらわれない自由な教育カリキュラムによる教育の質の向上を図ることが重要です。

#### ※小中一貫教育・・・

小学校と中学校の9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざすことです。小学校と中学校の校舎が同じ「一体型」と、離れている「分離型」があります。

小中一貫教育の特徴は、町内すべての小中学校で学習指導要領に基づき、9年間を見通したなかで、すべての子どもたちの可能性を最大限に伸ばす教育を進めることです。小学校と中学校が協力をして、教科学習・生徒指導・学校行事等について9年間で達成すべき目標を設定し、取り組むことを基本理念とします。

#### ※中一ギャップ・・・

小学校を卒業して中学校へ進学した際、これまでの小学校生活とは異なる新しい環境や生活スタイルなどになじめず、授業についていけなくなったり、不登校やいじめが起こったりする現象のことを言います。学習内容や人間関係の変化、心身の発達(思春期)など幾多の原因が作用し合って起こると考えられています。

## ◎計画策定の基本的な考え方及び将来像

1. 新しい小学校の建設については、あらゆる災害を考慮した設計を行い、災害から子どもたちを守るため、ハザード区域外への校舎建設を行います。一方、津波浸水想定区域内にある校舎については、緊急津波避難施設として最低限、有事の際に利用できるようにします。  
→ハザード区域外に建設することにより、学校で過ごす間は学校生活に集中することが望ましいと考えます（ただし、学校のみならず、家庭や社会生活上、防災教育の充実を図ることが重要と考えます）。
2. 町内における全ての小学校の規模を適正化し、望ましい学習環境及び集団生活を形成できる環境を提供します。  
→規模を適正化することにより、仲間づくりや卒業してからの社会生活を充実させることができると考えます。
3. 第6次総合計画の基本方針の一つである「育み ～地域とともに人が育つまち～」を実現するため、各学校と地域との連携を図り、地域の人々など誰もが訪れたいような学校となるプランニングをします。  
→コミュニティスクール※を導入し、学校運営に地域の人々が携わることにより、地域と学校の絆を強め、地域の活性化に繋がることによって、明和町の将来像である総合計画に掲げる『住みたい 住み続けたい 豊かなところを育む 歴史・文化のまち 明和』に寄与していくようにします。
4. 小学校から中学校へのスムーズな移行、効率的・効果的な移行を図っていくため、一貫教育を行っていきます。  
→「明和町教育行政大綱」においても、小中一貫教育の推進を掲げており、将来的な構想として、新たに編制された複数の小学校と町内唯一の中学校との一貫教育を導入し、義務教育9年間を一つのまとまりとして学力の定着を図ります。
5. 現在の各小学校区の歴史や伝統を活かすため、旧施設の跡地利用等により、コミュニティを維持させていくよう、地域との連携を重視していきます。  
→子どもたちの参画による地域活性化を図るため、コミュニティスクールを活用し地域と行政が連携しながら地域コミュニティの維持・発展をめざします。

※コミュニティスクール・・・

対象となる学校に学校運営協議会を設置し、保護者や地域の皆様の声を学校運営に活かしていく仕組みです。新しく建設する学校をコミュニティスクールとすることで、新たな校区となる地域との繋がりを生み出し、新しい学校に対し愛着を持って頂くことを狙いとするとともに、学校と保護者、地域の皆様で、地域の子どもたちの成長を支え、学校が抱える課題等をどう解決すれば良いかなどを話し合い、地域とともにある学校の実現を目的としています。



## ◎小学校区の再編に関する基本方針

子どもたちの安全・安心を確保し、適正規模の充実した教育環境下でこれからの未来ある子どもたちを育てていくため、長年固定化されていた明和町の小学校区を再編し、新しい小学校の建設を実施します。

- ① 新たな校区による新小学校（以下、「第1期再編小学校」という）の建設を行い、この学校の校区及び規模は次のように考えます。

大淀小学校が令和6年に耐用年数を迎えるため、校区再編までの時間的余裕や土地の選定、購入の財源を考慮すると、町の所有地である「明和中学校第2グラウンド」が建設地として適当と考えます。ここに、第1期再編小学校を令和8年度の開校を目指して建設を進めます。第1期再編小学校の校区としては、現在の大淀、上御糸、下御糸小学校区に加え、児童の通学距離や通学手段を考慮し、明和中学校第2グラウンドから近接地にあたる現在の斎宮小学校区の北野、クィーンヒルズ、東野及び平尾地区を含む地域とし、児童数700人程度の学校規模とします。

また、斎宮小学校区から編入される前述の4地区については、第1期再編小学校開校時に斎宮小学校に在学している児童（2年生から6年生）は校区再編に伴う移行期間として学校選択制<sup>\*</sup>を導入します。事前に斎宮小学校もしくは第1期再編小学校のどちらか通学先を選択し、卒業まで選択した小学校へ通学していただくことを原則とします。なお、第1期再編小学校開校時に1年生となる北野、クィーンヒルズ、東野及び平尾地区に居住する児童及び未就学の児童については、入学時より第1期再編小学校へ通学していただきます。

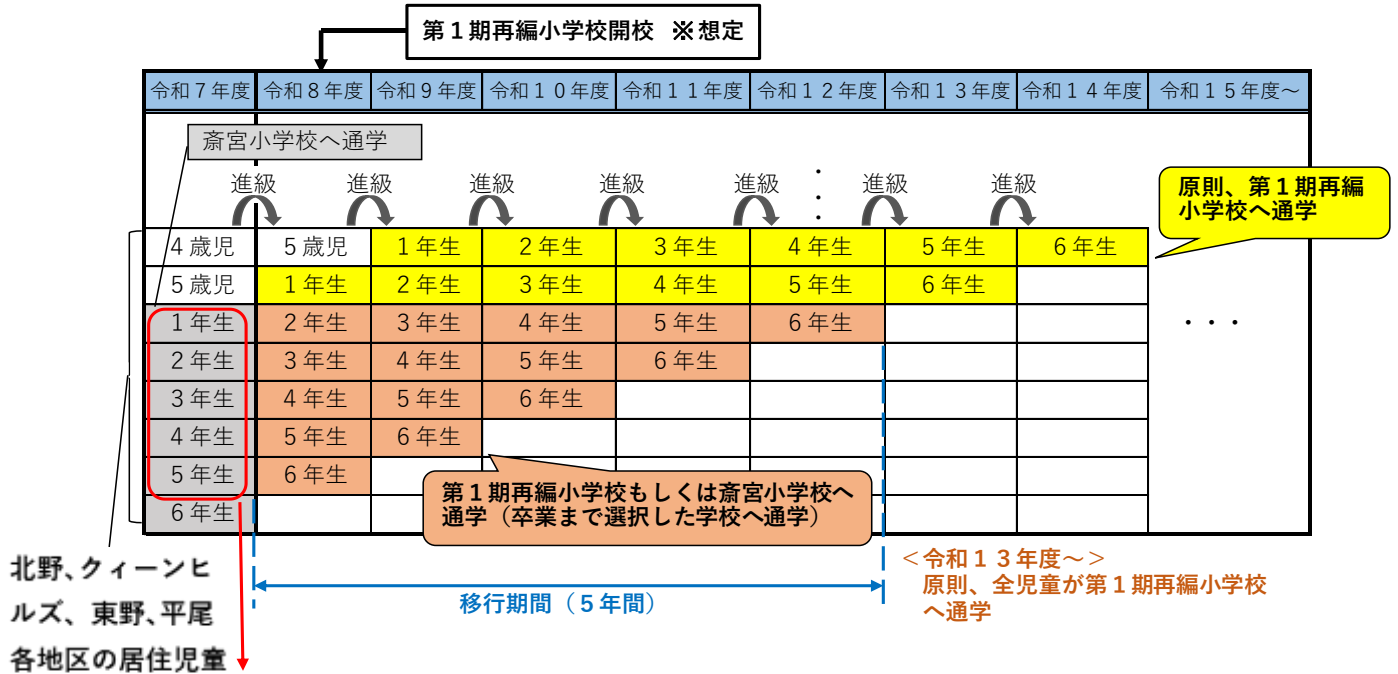
### ※移行期間中における学校選択制について（北野、クィーンヒルズ、東野及び平尾地区）

市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができることとされています（学校教育法施行規則第32条第1項）。そのため、通学距離が遠く一部地域では自転車通学を行っている現状があること、第1期再編小学校の建設予定地である明和中学校第2グラウンドから近接地であることを鑑み、現在の斎宮小学校区である北野、クィーンヒルズ、東野及び平尾地区については第1期再編小学校区とする方針です。

その中で、校区再編に伴う移行期間として第1期再編小学校開校時（令和8年4月1日を想定）に斎宮小学校へ在籍している北野、クィーンヒルズ、東野及び平尾地区に居住する2年生から6年生の児童については、前年度中に斎宮小学校もしくは第1期再編小学校のどちらか通学先を選択し、令和8年度からは選択した小学校へ卒業まで通学していただくことを原則とします。なお、第1期再編小学校開校時に1年生となる北野、クィーンヒルズ、東野及び平尾地区に居住する児童及び未就学児童については、入学時より第1期再編小学校へ通学していただくことを原則とします。

## ○学校通学先イメージ図（北野、クィーンヒルズ、東野及び平尾地区）

令和8年4月1日に第1期再編小学校が開校すると仮定した場合の、北野、クィーンヒルズ、東野及び平尾地区に居住する児童の学校の通学先イメージ図です。



- ・令和7年度中に、令和8年度以降の通学先を選択（第1期再編小学校もしくは齋宮小学校）
- ・原則、令和8年度～卒業するまで選択した小学校へ通学

### ＜特別な事情がある場合の区域外通学について＞

北野、クィーンヒルズ、東野及び平尾地区を含め、居住地によっては校区外の小学校へ通学した方が通学距離や道路事情等から安全性が高い場合や、兄弟姉妹の年齢差によっては、兄弟姉妹で異なる学校へ通学することが生じるため、これらを含め特別な事情が認められる場合に限り、該当する児童は校区外の小学校へ通学できることとします。

区域外通学を希望される方については、事前に明和町教育委員会へ申請をしていただき、許可基準に該当すれば、校区外の小学校へ通学していただく考えです。

ここで、校区編制に伴う北野、クィーンヒルズ、東野、及び平尾地区における区域外通学の許可基準に関する主な事例を次のとおり示します。

#### 区域外通学の許可基準の主な事例

- ・居住地により、校区外の小学校へ通学した方が通学距離や道路事情等から安全性が高い場合
- ・兄弟姉妹で異なる小学校へ通学することが生じる場合

上述の事例を含め特別な事情と認められる場合に限り、該当する児童は校区外の小学校へ通学できることとします。

- ② 複式学級を有する修正小学校については、保護者等の不安を取り除き、公教育としての公平性を確立することが必要であることから、次のように考えます。

第1期再編小学校の開校時期に関わらず、早急に明星小学校又は斎宮小学校へ通学していただく方向で、別途、地域や保護者等との合意形成を進めていきます。

- ③ 町全体での小学校区の再編にあたり、より良い教育環境の整備や地域との関わりを重視していくことが必要であることから、次のように考えます。

校区再編により、中学校1校（明和中学校）と小学校3校（第1期再編小学校、斎宮小学校、明星小学校）の小中一貫教育をスタートさせ、さらに第1期再編小学校については、コミュニティスクールを導入し、地域コミュニティの維持・発展にも寄与するよう進めていきます。

- ④ 各小学校への通学方法は次のように考えます。

#### <1. 第1期再編小学校>

多くの児童の通学距離が遠くなることからスクールバスの導入を行い、現在の大淀小学校区、下御糸小学校区の児童及び第1期再編小学校より概ね直線距離で3km以上の児童を、スクールバスの利用者とすることを考えています。ただし、それ以外にも通学路の整備状況や車の交通状況など総合的に考慮した上で、利用範囲を検討します。

また、スクールバスの運行にあたっては複数のルートを設定し、ルート毎に2箇所以上は停留所を設けたいと考えます。停留所については、大淀、下御糸両小学校の跡地など公共の場所を想定しています。

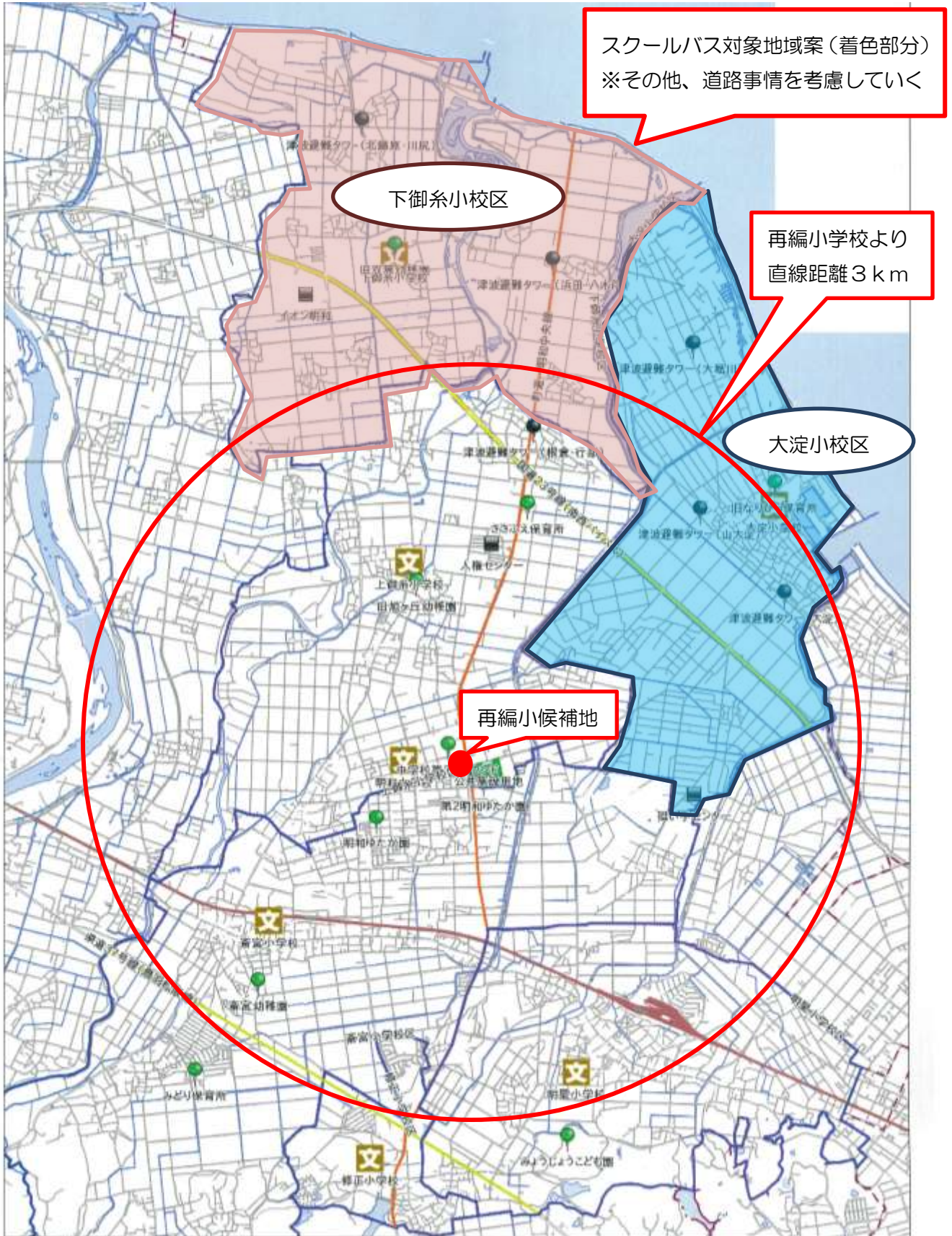
#### <2. 斎宮小学校及び明星小学校>

後述の約20年後を目途とする第2期再編小学校開校時までには、改めてスクールバスの利用を検討します。

これらを含め、後述する「第1期再編小学校の運営方法等に関する準備委員会（仮称）」において、具体的なバスのルートや停留所の場所、利用範囲といった詳細を決定していきます。

ここで、第1期再編小学校におけるスクールバス対象地域（案）のイメージ図を下図のとおり示します。

# 第1期再編小学校におけるスクールバス対象地域イメージ図





⑤ 各小学校の跡地利用は次のように考えます。

校区再編後の旧校舎や体育館、グラウンドについては、後述する「明和町学校施設等跡地利用検討委員会（仮称）」を設置し、地域コミュニティを維持する場やそれ以外の活用方法について、地域の皆様のご意見を伺い、また民間等のアイデアも活用しながら地域に適した跡地利用を検討していきます。

その中で、津波浸水区域にある大淀小学校及び下御糸小学校の校舎は、緊急津波避難施設として最低限、有事の際に利用できるようにし、台風等の風水害時の避難所として活用されている体育館についても、引き続き利用していきたいと考え、必要な整備や維持管理を行います。

⑥ 斎宮小学校の耐用年数を迎える令和 20 年頃に、校区の再編を次のように考えます。

令和 20 年には斎宮小学校の耐用年数を迎えるため、この時期に斎宮小学校区と明星小学校区を再編し、新しい小学校（以下、「第 2 期再編小学校」という）の建設を考えます。第 2 期再編小学校の建設場所は、人口動態、児童数、社会情勢、財政状況を勘案し、先に建設する第 1 期再編小学校に隣接するように明和中学校第 2 グラウンド周辺の町有地に建設することを念頭に入れて、進めていきます。これにより、町全体の展望としては、町内の小学校を 2 校とする考えです。

しかし、この期間中に社会情勢や財政状況等の変化が見込まれる場合は、建設場所等について再考する必要があります。また、令和 20 年までの今後約 20 年間の児童数の減少により、長期的に町内の小学校を 2 校維持することが適当でない場合は、町内小学校を第 1 期再編小学校の 1 校のみとすることを視野に入れます。ただし、斎宮小学校及び明星小学校で児童数が増加し 2 校を統合すると大規模校※となる場合は、第 1 期再編小学校を含めた小学校 3 校を維持することも考えていきます。

※大規模校 …… 一校あたり 25 学級以上を有する学校（文部科学省より）。



- ⑦ 校区再編を機に、ささふえ保育所の移転整備を次のように考えます。

ささふえ保育所には例年、多くの入所希望があり、やむを得ず他の保育所に入所していただいている現状があります。また、同施設は津波浸水想定区域と櫛田川の洪水浸水想定区域に建っており、さらに施設の老朽化も進んでいることから、校区の再編を機に安全な保育を実施できる環境を提供するため、第1期再編小学校と併設または同敷地内に認定こども園として移転整備する方針で検討していきます。

- ⑧ 校区の再編を円滑に進めるため、各委員会を次のとおり設置します。

この「明和町小学校区編制にかかる基本計画」に基づき校区の再編を円滑に進めるとともに、直近の課題である第1期再編小学校の建設や学校運営、学校選択制、通学路に関する事など、多岐に渡る事項を検討し決定していくために、「第1期再編小学校の運営方法等に関する準備委員会（仮称）」を設置します。また、学校として使用しなくなる施設の跡地利用の運営や維持管理などを決定していくために、「明和町学校施設等跡地利用検討委員会（仮称）」を設置します。

- ⑨ 第1期再編小学校の建設手法については、次のように考えます。

近年の厳しい町の財政状況は今後も当面続く見込みであり、これまで以上に経済性や効率性を求めた建設手法を考える必要があります。こうしたことから、第1期再編小学校の建設手法の一つとして、民間活力を活用した PPP<sup>※</sup>や PFI<sup>※</sup>等の方策を探っていきます。

※PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）・・・

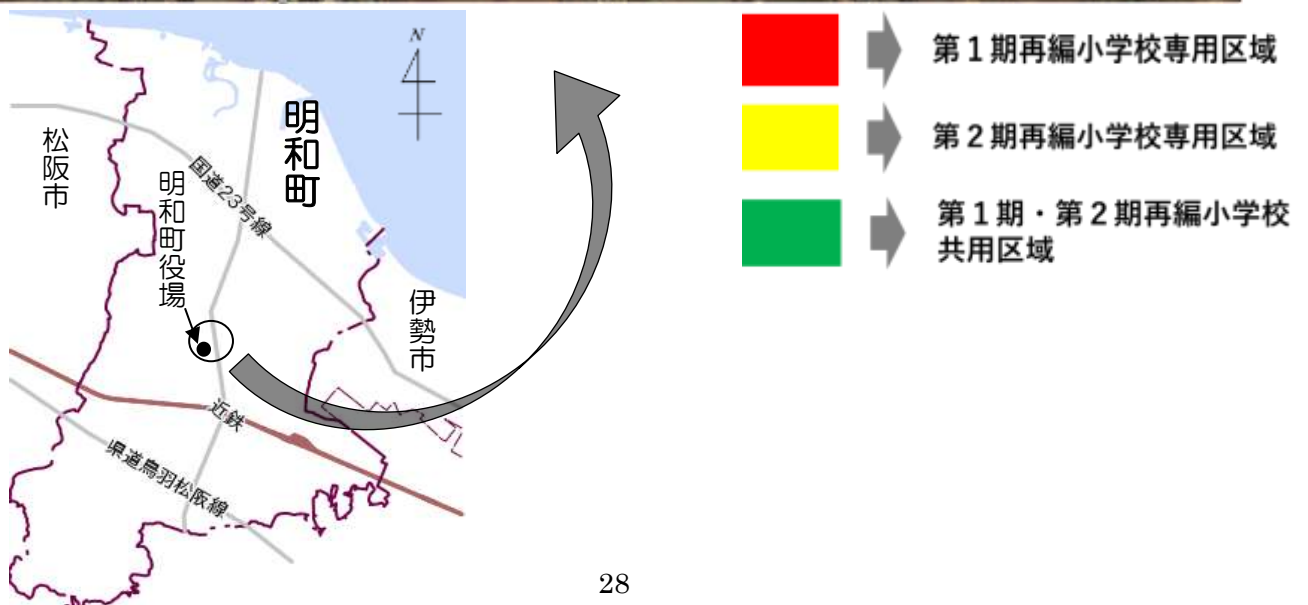
公民が連携して公共サービスの提供を行う体系であり、PFIは、PPPの代表的な手法の一つです。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれます。

※PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）・・・

公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、従来のように公共が直接施設を整備せず、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方です。

## ◎再編小学校配置イメージ図（明和中学校第2グラウンド周辺）

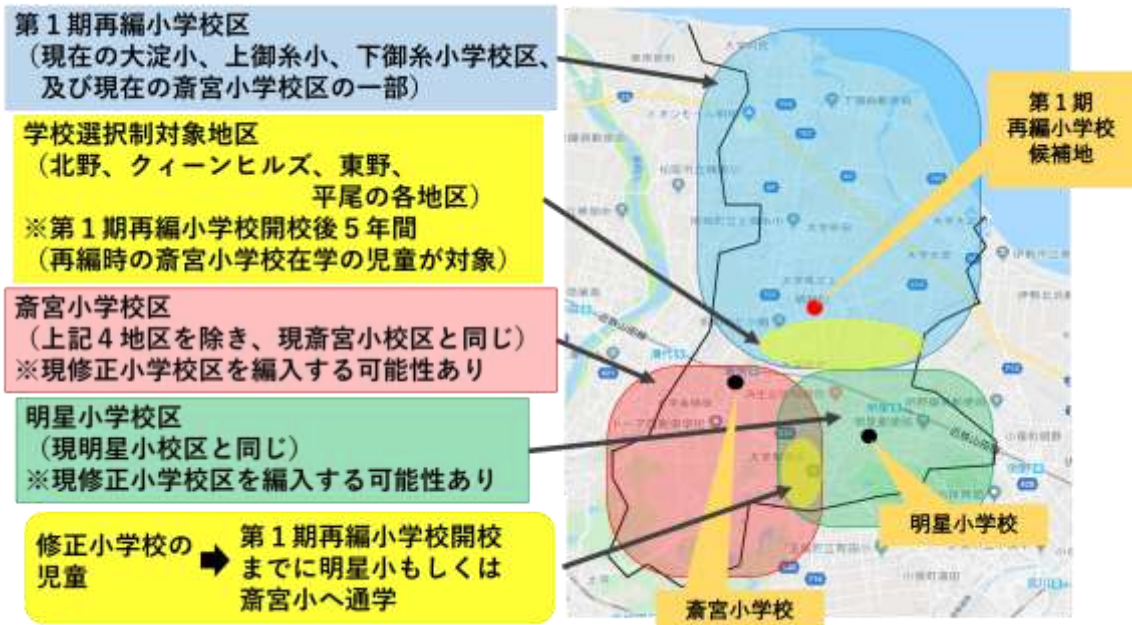
明和町の校区再編計画における、再編小学校の配置イメージ図です。赤色と黄色で示した区域がそれぞれ第1期再編小学校、第2期再編小学校の専用区域、緑色で示した区域が第1期再編小学校及び第2期再編小学校の共用区域を示しています。第1期再編小学校の校舎等の建物やその敷地の具体的な配置や規模等は今後検討していくこととなりますが、赤色で示した区域は約20,000㎡あることから、認定こども園を含めた整備が可能と考えています（国が定める設置基準及び既存施設を参考に、建築面積を校舎、体育館、学童施設を合わせて約6,700㎡+認定こども園約1,300㎡=約8,000㎡と想定）。また、黄色で示した第2期再編小学校の区域については、今後約20年間の社会情勢等により、配置はもちろん建設場所を再検討する等変更の可能性があります。



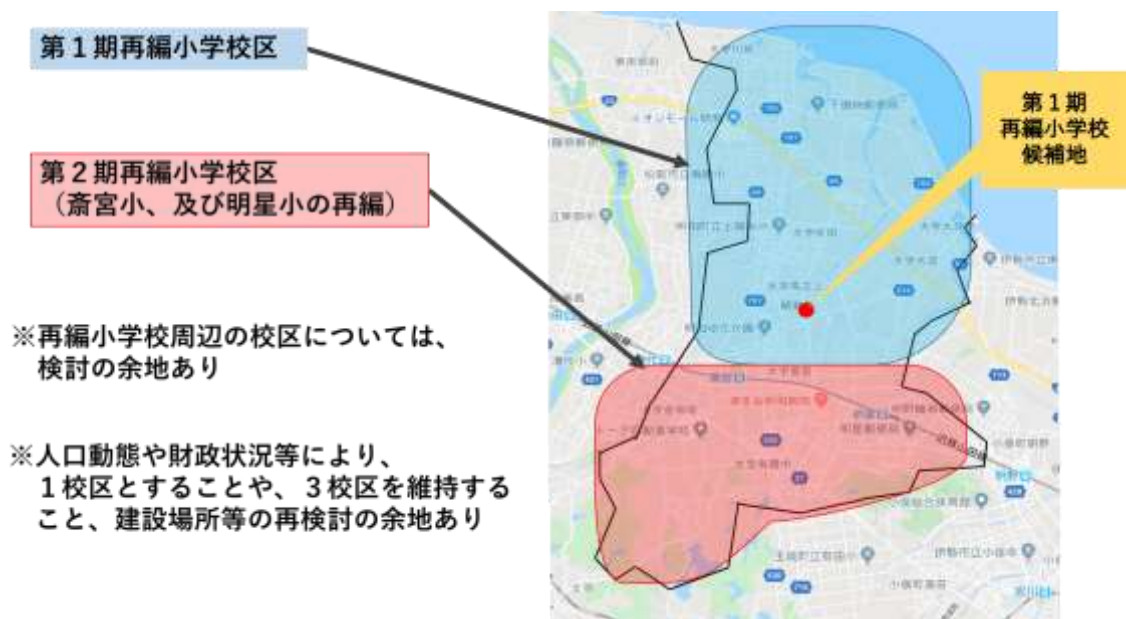
## ◎小学校区の再編の推移イメージ図

明和町全体における小学校区の再編における推移のイメージ図です。

### 1) 第1期再編小学校開校～第2期再編まで（令和8年度～令和20年度頃を想定）



### 2) 第2期再編小学校開校～（令和20年度頃以降を想定）



この「明和町小学校区編制にかかる基本計画」に関しては、関係法令や計画の進捗等により必要に応じて改訂を行います。

作 成

令和3（2021）年 6月

多 気 郡 明 和 町

